

## 放送法における「受信設備の設置」概念の法に適合した運用についての意見書

放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下、「法」という。）第 6 4 条は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」旨定め、テレビを持てば、NHK の放送を見ると見ざるとにかかわらず、同社と契約を締結すべき旨が規定されている。

一方、この「設置」概念が不明確であるが故、たとえばアンテナケーブルを破棄していたりする場合も、改めてケーブルを買ってくれば見られるので、NHK は契約対象になると説明している。

ワンセグ携帯や NHK の放送が映らない受信器に関して、それが法に定める「設置」に該当し NHK との契約義務が発生するか否かについては、たびたび裁判によって争われている。これは、受信契約者たる国民にとって明瞭性に欠け、法的安定性を欠き、NHK の放送が全国あまねく同一のサービスを提供すべきことをおもえば好ましくない。

日本放送協会及び、それを所管する総務省におかれては、契約義務及び受信料支払い義務発生的前提となる「設置」概念について、これが受信者の財産権にかかわる以上、その内容の明確化と、法及び施行規則の趣旨にしたがった適切な運用が求められるところである。

以上の次第であって、受信設備の「設置」概念について、法の趣旨に従い規定を明確化し、NHK に対して法及び施行規則の趣旨にしたがった適切な運用を求められるよう、要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣